障害のある方への必要な手助けを お願いいたします!!

事業者の皆さまは、障害のあるお客さんと接する場面が多くあると思います。 障害者差別解消法※では、事業者の皆さまに以下のことを求めています。

不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止しています。

- ・障害があることを理由に、賃貸物件を借りられなかった。
- (例)・補助犬の同伴を理由に、入店を断られた。
 - ・知的障害があることを理由に、家族等の同伴を入店の条件とする。

合理的配慮の提供

障害のある人が、必要な手助けを求めたとき、負担が重すぎない範囲で 対応することを求めています。

- ・飲食店において、視覚障害のある人に店員がメニューを読み上げる。
- (例)・聴覚障害のある人が参加する講演会に、手話通訳者を設置する。
 - ・車いす利用者が、電車に乗るとき、駅員が段差にスロープ板を渡す。

※障害者差別解消法について

障害者差別解消法および東京都障害者差別解消条例では、行政機関および事業者に対し、障害 を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」および「合理的配慮の提供」を求めています。

障害を理由とする差別や合理的配慮について 事業者の皆さまからのご相談に応じます



合理的配慮って どういうことかなぁ

問合せ先

練馬区 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係

TEL: 03-5984-4602

Mail: SHOGAISISAKU02@city.nerima.tokyo.jp



障害のあるお客さんから 配慮を求められたけど、 どうしたら良いのだろう

